(証券コード 8560)
平成27年６月９日

株　主　各　位

宮崎市広島２丁目１番31号
株式会社**宮崎太陽銀行**
取締役頭取　川 崎 新 一

第114期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。
　さて、当行第114期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**　なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月25日（木曜日）午前10時
２．場　　所　宮崎市広島２丁目１番31号
当行本店２階会議室
(末尾に記載の「会場ご案内図」をご参照のうえご来場ください。)
３．目的事項
報告事項
１．第114期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
２．第114期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件
第４号議案　取締役の報酬の額改定の件

以　上

１．株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス　http://www.taiyobank.co.jp/）において修正後の事項を掲載させていただきます。
２．当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

添付書類

第114期（平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

［主要な事業内容］

当行は、本店ほか支店・出張所などにおいて、預金業務及び貸出業務を中心に、内国為替業務、外国為替業務、証券業務、保険商品の窓口販売業務などを行い、お客様に多様な金融商品・サービスを提供しております。

［金融経済環境］

当期における国内経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により個人消費が一時的に落ち込んだものの、政府による経済政策や日本銀行の金融緩和を背景とした円安・株高が進行し、企業収益や雇用・所得環境にも改善の動きが見られるなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

この間、日本銀行は、２％の「物価安定の目標」の実現と安定的な持続を目指して追加の金融緩和を実施したほか、金融機関の一段と積極的な行動や企業・家計の前向きな資金需要の増加を一層促す観点から「貸出増加及び成長基盤強化を支援するための資金供給」の期限を１年延長しました。

また、政府は、昨年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して地方創生に関する多様な支援を打ち出し、金融等による「地域企業応援パッケージ」として事業性評価を重視した融資や顧客企業の経営改善・生産性向上等への支援強化などを地域金融機関に促しております。

当行の営業管内につきましては、個人消費の一部に弱い動きが見られるものの、企業の生産拡大や雇用環境の着実な改善を背景として緩やかな持ち直しの動きが続いており、今後も各種政策の効果等により景気回復へ向かうことが期待されております。

［事業の経過及び成果］

当行は、地域経済の活性化のため、地域のお客様への安定的かつ円滑な資金供給など地域金融機関としての機能を積極的に果たしていくことを目的とし、平成22年３月に「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づく国の資本参加を受け、平成24年４月にスタートさせた第二次の経営強化計画及び経営強化計画と一体性を持たせた中期経営計画「Ｐｌａｎ　ｆｏｒ　Ｎｅｘｔ」が平成27年３月に最終期を迎えました。

これらの計画では、「新たなステージへの成長戦略」として、一層の効率経営と財務体質の強化を図りつつ、地域の成長戦略やお客様の課題・ニーズに適切に応えていく枠組みを整備するとともに、地域密着のリレーション活動を通じて、地域とともに発展することを目指して諸施策に取り組んでまいりました。その結果、個々の施策の実行は順調に進展し、すべての主要計数も計画を達成いたしました。

＜預　金＞

預金につきましては、前年同期比で個人預金が169億円増加（＋4.06％）したほか、法人預金が43億円増加（＋3.52％）したことから、全体では162億円増加（＋2.82％）して、当期末預金残高は5,917億円となりました。また、平均残高につきましては、全体では199億円増加（＋3.61％）して5,731億円となりました。

＜貸出金＞

貸出金につきましては、前年同期比で中小企業向け貸出が25億円増加（＋1.09％）したほか、個人向け貸出が40億円増加（＋3.47％）したことから、全体では54億円増加（＋1.21％）して、当期末貸出残高は4,530億円となりました。また、平均残高につきましては、全体では163億円増加（＋3.85％）して4,393億円となりました。

＜損　益＞

貸出金利回りは低下しましたが、貸出金が平均残高ベースで増加したことにより、貸出金利息は微減にとどまりました。株式市況等の上昇により有価証券運用が好調であったことを主因に、経常収益は増収となりました。また、貸倒引当金繰入額の減少を主因に経常費用が減少した結果、経常利益は過去最高の29億33百万円、当期純利益は19億65百万円を計上いたしました。

＜業　務＞

○地元企業の創業支援や成長支援等を積極的に行い、地域の成長戦略に一層貢献するため、子会社である株式会社宮崎太陽キャピタルと６億円の「みやざき未来応援ファンド」を設立しました。

○経営幹部の方々に、経営幹部の役割・責任、戦略思考力や分析・経営管理力、組織人材創りなどを学んでいただく「幹部養成スクール（全10回）」を開講しました。

○企業経営者の方々から相談が増えている事業承継・M＆A分野の支援を強化するため、当行及び子会社職員３名が「M＆Aシニアエキスパート」資格を取得しました。
○住宅ローンをご利用中のお客様に、より充実したサポートを提供するため、住宅ローンに付帯する生命保険に「八大疾病特約付」団体信用生命保険を追加しました。
○お客様が相続によってご家族等から受け継がれた大切な資産をお預りする特別金利の相続定期預金「ツナグ」を発売しました。
○お客様にインターネットバンキングを安心してご利用いただくため、「宮崎太陽ビジネスＷＥＢ（法人向け）」及び「宮崎太陽ダイレクト（個人向け）」に不正送金・フィッシング対策ソフト「ＰｈｉｓｈＷａｌｌ（フィッシュウォール）プレミアム」を導入したほか、ワンタイムパスワード（使い捨てパスワード）を宮崎太陽ビジネスＷＥＢにも導入いたしました。
○「宮崎太陽ダイレクト」の全面リニューアルを行い、画面レイアウトやボタン配置の変更によってお客様の操作性を向上させました。

＜店　舗＞

有人店舗につきましては、宮崎市中心市街地の活性化に寄与するため、平成27年３月に中央支店を、「みやざきアートセンター」内にて営業中の本店営業部橘通出張所に移転して、「アートセンター支店」としてリニューアルオープンいたしました。無人店舗（店舗外現金自動設備）につきましては、３ヵ所を新設してお客様利便性の向上を図る一方で、経営の効率化の観点から２ヵ所を廃止いたしました。この結果、当期末の店舗数は有人店舗52ヵ店、無人店舗66ヵ所となっております。

[当行が対処すべき課題]

国内経済は緩やかな回復基調が続いておりますが、地方経済は未だ本格回復するには至っておらず、金融業界を取り巻く経営環境は、人口減少・高齢化の進行に伴う地元経済の規模縮小に加え、県境を越えた地域金融機関の競合激化などによって一層厳しさを増しております。このような中、当行が持続的に成長するための課題は「中小企業向け貸出」による収益拡大であると認識しており、従来の営業体制や行動を見直して組織的な収益力強化を図る必要があると考えております。

そこで当行は、平成27年４月よりスタートさせた中期経営計画「地域との未来創生プラン」において、当行がお客様から選ばれ続け、地域経済を支える役割を果たすため、お取引先基盤の中核である中小企業向け貸出業務を一層強化しつつ、行員の接客スキルの品質改善等による徹底したお客様起点の営業展開と、お取引先企業の売上改善等に貢献する新しいビジネスモデルの行内外への浸透に取り組むこととしたほか、堅固な経営基盤確立のための構造改革にも着手することで、当行の「成長のコア（＝収益の多様化)」の再構築を進めながら、持続的な成長を目指すことといたしました。

今後も役職員一同全力を尽くしてまいる所存でございますので、株主の皆さまにおかれましては、格別のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(当期)
預金		5,523	5,595	5,754	5,917
	定期性預金	2,866	2,782	2,834	2,905
	その他	2,657	2,812	2,920	3,012
貸出金		4,249	4,393	4,475	4,530
	個人向け	1,137	1,160	1,159	1,199
	中小企業向け	2,251	2,317	2,348	2,373
	その他	860	915	968	956
商品有価証券		0	0	—	—
有価証券		1,026	1,053	1,072	1,148
	国債	340	431	450	448
	その他	685	621	622	699
社債		10	10	—	—
総資産		5,890	6,048	6,171	6,419
内国為替取扱高		19,636	18,884	19,860	20,160
外国為替取扱高		333 百万ドル	330 百万ドル	328 百万ドル	298 百万ドル
経常利益		2,574 百万円	1,822 百万円	2,032 百万円	2,933 百万円
当期純利益		1,644 百万円	1,136 百万円	2,416 百万円	1,965 百万円
1株当たり当期純利益		27円22銭	17円69銭	42円03銭	33円66銭

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たりの当期純利益は、当期純利益（当期優先株式配当金総額を控除した金額）を期中の平均発行済普通株式数（自己株式を控除した株式数）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	635人	653人
平均年齢	37年6月	37年5月
平均勤続年数	15年3月	15年1月
平均給与月額	302千円	303千円

(注) 1．使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3．平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
宮崎県内	45店	うち出張所 (―)	46店	うち出張所 (1)
鹿児島県内	5	(―)	5	(―)
大分県内	1	(―)	1	(―)
福岡県内	1	(―)	1	(―)
合計	52	(―)	53	(1)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を66ヵ所（前年度末65ヵ所）設置しております。

ロ　当年度新設営業所

該当ございません。

(注) 1．当年度において、中央支店を本店営業部橘通出張所に移転して「アートセンター支店」といたしました。また、これと同時に本店営業部橘通出張所を廃止いたしました。
2．当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設・廃止いたしました。
(新設３ヵ所) 橘通西２丁目 (宮崎市)、トライアル宮崎店 (共同) (宮崎市)、
イオン多々良店 (延岡市)
(廃止２ヵ所) バクスター宮崎工場 (宮崎市)、マックスバリュ岡富店 (延岡市)

ハ　銀行代理業者の一覧

該当ございません。

ニ　銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	113

ロ　重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
次期情報系システム	31
自振管理システム	14

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当ございません。

ロ　子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率
				百万円	%
株式会社宮崎太陽ビジネスサービス	宮崎市広島２丁目１番31号	当行の委託による現金等の計算、整理、集配金業務等	昭和61年２月１日	10	100
株式会社宮崎太陽リース	宮崎市橘通東３丁目１番39号	情報・事務用・医療機器等各種物件のリース、金銭貸付、各種の金融業務、債務保証の業務等	昭和38年11月８日	15	5
株式会社宮崎太陽キャピタル	宮崎市広島２丁目１番31号	株式・社債等への投資、経営コンサルティング業務等	平成８年９月５日	10	5

（注）株式会社宮崎太陽ビジネスサービスは、平成27年３月31日付臨時株主総会にて解散決議を行い、現在清算手続き中です。

ハ　重要な業務提携の概況

1．第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。

2．第二地銀協地銀41行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行64行、信用金庫268金庫（信金中央金庫を含む)、信用組合135組合（全信組連を含む)、系統農協・信漁連751（農林中金、信連を含む)、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

3．第二地銀協地銀41行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。

4．ゆうちょ銀行との提携により、ＣＡＦＩＳ経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

5．九州地区第二地銀６行で勘定系及び対外系システム等オンラインシステムを共同利用しております。

6．セブン銀行及びイーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金等のサービスを行っております。
7．抜本的な事業再生や事業転換を必要とされる地域企業の皆さまの早期再生を図り、地域経済の活性化に寄与するために、リサ・パートナーズグループと、同グループが組成した「みやざき事業再生ファンド」の活用に関する業務提携を行っております。
8．お取引先への経営支援を通じて地域経済活性化に貢献するため、豊和銀行、南日本銀行と共同で「3行合同地域再生支援委員会」を設立し、各行はあおぞら銀行グループと「九州地域活性化ファンド」を活用した事業再生支援に関する業務提携を行っております。
9．6次産業化支援や創業支援、海外展開支援等を強化して地域の農林水産業者・中小企業の振興に貢献するため、日本政策金融公庫宮崎支店及び延岡支店と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しました。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（平成26年度末現在）

氏　名	地位及び担当		重要な兼職	その他
川　崎　新　一	取締役頭取 (代表取締役)			
林　田　洋　二	専務取締役 (代表取締役)	証券国際部・事務部・人事部・コンプライアンス統括部担当		
山　﨑　隆　夫	取締役	監査部部長委嘱		
河　野　文　一	取締役	営業統括部部長兼企画・推進グループ長委嘱 個人ローン推進部担当		
杉　田　悌　治	取締役	本店営業部部長委嘱		
福　田　正　之	取締役	経営企画部部長兼総務グループ長兼リスク管理グループ長委嘱		
志戸本　和　孝	取締役	融資部部長兼融資グループ長委嘱		
溝　口　　孝	取締役 (社外取締役)			
鳥　原　浩　二	常勤監査役			
髙　柳　憲　一	監査役 (社外監査役)			
石野田　幸　藏	監査役 (社外監査役)			
郷　　俊　介	監査役 (社外監査役)		弁護士	

（注）1．取締役溝口孝は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査役髙柳憲一、石野田幸藏及び郷俊介は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．当行は溝口孝、髙柳憲一、石野田幸藏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　分	支給人数	報　酬　等
取　締　役	9名	108
監　査　役	5名	26
計	14名	135

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．支給人数には、平成26年６月26日開催の第113期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び監査役１名を含んでおります。
3．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与含む）51百万円は含まれておりません。
4．平成24年６月28日開催の第111期定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止しておりますので、平成24年７月以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っておりません。
5．取締役の報酬限度額は、平成24年６月28日開催の第111期定時株主総会において年額180百万円以内と決議いただいております。
6．監査役の報酬限度額は、平成24年６月28日開催の第111期定時株主総会において年額35百万円以内と決議いただいております。
7．当行は平成24年６月28日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、第111期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した取締役１名に対し50百万円及び監査役１名に対し６百万円の退職慰労金を支給しております。

3．社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
溝口　　孝（取締役）	―
髙柳　憲一（監査役）	―
石野田 幸藏（監査役）	―
郷　　俊介（監査役）	弁護士

（2）社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
溝口　孝（取締役）	３年９カ月	当事業年度に開催された取締役会31回のうち31回の出席となっております。	出席した取締役会において、経営者としての豊富な知識経験等を活かし、報告事項や決議事項について意見を述べております。
髙柳 憲一（監査役）	２年９カ月	当事業年度に開催された取締役会31回のうち31回、監査役会16回のうち16回の出席となっております。	出席した取締役会ならびに監査役会において、報告事項や決議事項について、適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
石野田 幸藏（監査役）	１年９カ月	当事業年度に開催された取締役会31回のうち31回、監査役会16回のうち15回の出席となっております。	出席した取締役会ならびに監査役会において、報告事項や決議事項について、適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
郷　俊介（監査役）	９カ月	監査役就任後、当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回、監査役会11回のうち11回の出席となっております。	出席した取締役会ならびに監査役会において、弁護士としての専門的見地から、報告事項や決議事項について意見を述べております。

(3) 責任限定契約

当行は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	12	－

(注) １．平成24年６月28日開催の第111期定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止しておりますので、平成24年７月以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っておりません。
２．当行は平成24年６月28日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、第111期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した社外監査役１名に対し６百万円の退職慰労金を支給しております。

(5) 社外役員の意見

該当ございません。

４．当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	
	普通株式	210,000千株
	Ａ種優先株式	210,000千株
	発行済株式の総数	
	普通株式	53,099千株
		(自己株式324千株を除く)
	Ａ種優先株式	26,000千株
(2) 当年度末株主数	普通株式	5,235名
	Ａ種優先株式	1名

(3) 大株主

① 普通株式（上位10名）

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社西日本シティ銀行	1,886 千株	3.55 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1,747	3.29
東京海上日動火災保険株式会社	1,738	3.27
富士火災海上保険株式会社	1,617	3.04
宮崎太陽銀行従業員持株会	1,440	2.71
みずほ信託銀行株式会社（退職給付信託　南日本銀行口　再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社）	1,420	2.67
株式会社福岡中央銀行	1,398	2.63
株式会社福岡銀行	1,224	2.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,191	2.24
株式会社豊和銀行	1,170	2.20

（注）1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3．持株比率は、自己株式（324千株）を控除して計算しております。

② Ａ種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	26,000 千株	100.00 %

5．当行の新株予約権等に関する事項

該当ございません。

6．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 監査の職務を行った指定有限責任社員 堺　　昌義　・　藤井　義博 川口　輝朗	40	非監査業務として外国口座税務コンプライアンス法に関する支援業務に関する報酬１百万円が含まれております。

(注) 1．当行及び当行子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は40百万円であります。
2．当行と会計監査人との監査契約において、会社法監査と金融商品取引法監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、当行都合の場合の他、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

基本方針は定めておりません。

8．業務の適正を確保する体制

当行は、平成18年５月１日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議し、適宜これを改定しておりましたが、現在の整備状況や管理体制並びに今般の会社法改正を踏まえて、平成26年９月１日開催の取締役会にて、下記のとおり全般的な改定を行いました。

記

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 締役会は当行の経営理念に則り、法令等遵守態勢の構築を経営の最重要課題の一つと位置付け、以下の項目の通り、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築し、その整備・充実を図る。

② 法令等遵守の徹底と企業倫理の確立による健全かつ公正な業務執行をチェックする組織として、頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、その統括部門としてコンプライアンス統括部を置き、法令等遵守に係る態勢の整備・充実を図る。

③ 役職員の行動指針を「コンプライアンス・マニュアル」に定めるとともに、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス統括部はその進捗状況を定期的に取締役会に報告する。

④ 不正行為等の早期発見と是正を行うために、内部通報制度を定め、さらなる周知徹底を図る。

⑤ 内部監査部門として監査部を設置し、法令等遵守に関する管理態勢の適切性及び有効性を検証し、その結果を取締役会に報告する。

⑥ 反社会的勢力を排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であると認識し、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む。一元的な管理態勢を構築するため、統括部署をコンプライアンス統括部に定め、組織的に対応する。反社会的勢力による不当要求に対しては、警察等外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報・文書については、「取締役会規程」、「経営会議規定」等において、保存の方法・期限等を定める。

② 業務執行に係る情報の保存及び管理については、「セキュリティポリシー」、「セキュリティスタンダード」等に定めて、これを周知徹底するとともに、必要な研修を実施する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

① リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、「リスク管理に関する基本理念」、「リスク管理に関する基本方針」を定め、「リスク管理委員会」を設置するとともに、全行的なリスク管理の統括部門を経営企画部 リスク管理グループに置き、リスク管理態勢の整備・充実を図る。

② 災害やシステム障害等の危機発生時の基本方針として、「危機管理指針」を定めるとともに、主要業務の継続及び早期復旧を目的とした業務継続計画（ＢＣＰ）を策定して、適切な管理体制を整備・強化する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務執行の効率性を確保するために、「取締役会規程」において、取締役会の運営及び決議・報告事項に関する基準等を定めるとともに、経営会議及び各種委員会等、取締役会を補佐する機関を設置する。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職制及び業務執行規定」、「職務権限規定」及び「事務分掌表」等に定められた権限、手続きに則り行う。

(5) 当行並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当行グループの健全かつ円滑な運営を行うため、「グループ会社運営規定」を定め、グループ会社の協議・報告に関する基準を定める。

② 当行グループの運営を管理する部署を経営企画部に置き、定期的に会議を開催し、適切な管理・指導を行う。

③ 監査部は当行の「監査規定」及びグループ会社の内部規定に基づき内部監査を実施する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

① 監査役の職務を補助する部署として「監査役室」を置き、必要な担当者を監査役室に配置する。

② 監査役室には、監査業務の補助を行うのに必要な知識・能力を具備した人材を配置する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役室の担当者の任命・異動・評価については、監査役の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人は、定期的または必要に応じて、監査役へ報告・情報提供を行うとともに、監査役から報告を求められた場合は、適切に対応しなければならない。

② 内部監査部門は、監査役監査が実効的に行われることを目的に、監査結果について定期的に報告を行うものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役の取締役会、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他重要な会議への出席や、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、関連する行内規定等に定める。

② 代表取締役頭取、会計監査人は、監査役と定期的または必要に応じて意見情報交換を行い、相互認識と信頼関係を深めるものとする。

③ 監査役による監査機能の強化及び監査活動等における実効性向上を図ることを目的とした「内部監査部門協議会」を設置する。

第114期末（平成27年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**63,729**	**預金**	**591,736**
現金	8,708	当座預金	6,738
預け金	55,020	普通預金	269,938
コールローン	**—**	貯蓄預金	3,298
買入金銭債権	**0**	通知預金	1,337
有価証券	**114,842**	定期預金	286,845
国債	44,860	定期積金	3,677
地方債	3,963	その他の預金	19,900
社債	26,204	**借用金**	**2**
株式	19,692	借入金	2
その他の証券	20,122	**その他負債**	**2,678**
貸出金	**453,002**	未決済為替借	155
割引手形	2,970	未払法人税等	776
手形貸付	14,155	未払費用	602
証書貸付	404,691	前受収益	288
当座貸越	31,185	給付補填備金	0
その他資産	**1,067**	リース債務	61
未決済為替貸	64	資産除去債務	12
前払費用	7	その他の負債	781
未収収益	619	**退職給付引当金**	**179**
金融派生商品	118	**睡眠預金払戻損失引当金**	**362**
その他の資産	258	**偶発損失引当金**	**121**
有形固定資産	**12,837**	**繰延税金負債**	**2,727**
建物	3,746	**再評価に係る繰延税金負債**	**1,123**
土地	8,726	**支払承諾**	**834**
リース資産	61	**負債の部合計**	**599,768**
その他の有形固定資産	304	（純資産の部）	
無形固定資産	**190**	**資本金**	**12,252**
ソフトウェア	160	**資本剰余金**	**10,844**
リース資産	—	資本準備金	10,844
その他の無形固定資産	29	**利益剰余金**	**7,459**
前払年金費用	**132**	利益準備金	441
支払承諾見返	**834**	その他利益剰余金	7,017
貸倒引当金	**△ 4,691**	繰越利益剰余金	7,017
		自己株式	**△ 124**
		株主資本合計	**30,432**
		その他有価証券評価差額金	**9,943**
		土地再評価差額金	**1,801**
		評価・換算差額等合計	**11,744**
		純資産の部合計	**42,177**
資産の部合計	**641,945**	**負債及び純資産の部合計**	**641,945**

第114期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**13,592**
資金運用収益	**10,553**	
貸出金利息	8,759	
有価証券利息配当金	1,747	
コールローン利息	19	
預け金利息	26	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**1,891**	
受入為替手数料	579	
その他の役務収益	1,311	
その他業務収益	**63**	
外国為替売買益	4	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	58	
その他経常収益	**1,084**	
株式等売却益	794	
その他の経常収益	289	
経常費用		**10,658**
資金調達費用	**304**	
預金利息	304	
コールマネー利息	0	
借用金利息	0	
役務取引等費用	**1,587**	
支払為替手数料	142	
その他の役務費用	1,444	
その他業務費用	**52**	
国債等債券売却損	0	
国債等債券償却	51	
営業経費	**7,862**	
その他経常費用	**852**	
貸倒引当金繰入額	600	
株式等売却損	12	
株式等償却	4	
その他の経常費用	234	
経常利益		**2,933**
特別損失		**4**
固定資産処分損	4	
税引前当期純利益		**2,929**
法人税、住民税及び事業税	**890**	
法人税等調整額	**72**	
法人税等合計		**963**
当期純利益		**1,965**

第114期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	12,252	10,844	10,844	352	5,493	5,845
会計方針の変更による累積的影響額					94	94
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,252	10,844	10,844	352	5,587	5,939
当期変動額						
利益準備金の積立				89	△ 89	—
剰余金の配当					△ 446	△ 446
当期純利益					1,965	1,965
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	89	1,430	1,519
当期末残高	12,252	10,844	10,844	441	7,017	7,459

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 122	28,820	5,336	1,685	7,021	35,842
会計方針の変更による累積的影響額		94				94
会計方針の変更を反映した当期首残高	△ 122	28,914	5,336	1,685	7,021	35,936
当期変動額						
利益準備金の積立		—				—
剰余金の配当		△ 446				△ 446
当期純利益		1,965				1,965
自己株式の取得	△ 1	△ 1				△ 1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			4,606	116	4,722	4,722
当期変動額合計	△ 1	1,517	4,606	116	4,722	6,240
当期末残高	△ 124	30,432	9,943	1,801	11,744	42,177

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、子会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については決算期末前１ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、債券については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　15年～50年

その他　　５年～６年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,714百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法（又は損益処理方法）は次のとおりであります。

過去勤務費用：　その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

会計基準変更時差異（1,202百万円）：主として15年による按分額を費用処理しております。

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7．リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8．ヘッジ会計の方法

貸出金の一部につき、金利リスクの回避の手段として、金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理につきましては特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代え、また繰延ヘッジにつきましては個別に有効性の判定を行っております。

9．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間等を考慮した単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を基礎として決定する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が146百万円減少し、利益剰余金が94百万円増加しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1．貸出金のうち、破綻先債権額は583百万円、延滞債権額は10,306百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額はありません。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,589百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は14,479百万円であります。

なお、上記１．から４．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,970百万円であります。

6．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券　　1,005百万円

担保資産に対応する債務

預金　　425百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券3,903百万円及び預け金０百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金114百万円が含まれております。

7．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、22,209百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが22,209百万円であり、１年超のものはありません。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法に基づいて合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　3,078百万円

9．有形固定資産の減価償却累計額　　7,685百万円

10．有形固定資産の圧縮記帳額　　560百万円

11．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は50百万円であります。

12．貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

13．関係会社に対する金銭債権総額　　3,897百万円

14．関係会社に対する金銭債務総額　　76百万円

（損益計算書関係）

1．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	27百万円
役務取引等に係る収益総額	0百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	16百万円
その他の取引に係る収益総額	―百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	14百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	266百万円
その他の取引に係る費用総額	―百万円

2．関連当事者との取引に関する注記

（1）親会社及び法人主要株主

該当ありません。

（2）子会社・子法人等及び関連法人等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社宮崎太陽リース	直接５％	役員の兼任・ローン等に係る保証委託	被保証債務	16,456	―	―

（注）取引金額は、当事業年度末の被債務保証残高を記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針

取引条件ないし取引条件の決定方針等は、一般取引先と同様の条件によっております。

（3）兄弟会社等

該当ありません。

（4）役員及び個人主要株主

該当ありません。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	314	10	―	324	（注）
合計	314	10	―	324	

（注）単元未満株式の買取りによる増加であります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」が含まれております。

１．売買目的有価証券

（平成27年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	―

２．満期保有目的の債券

（平成27年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	―	―	―
	外国証券	―	―	―
	小計	―	―	―
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	50	49	△0
	外国証券	500	446	△54
	小計	550	495	△54
合計		550	495	△54

3．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成27年３月31日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	465
関連法人等株式	―
合計	465

4．その他有価証券

（平成27年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	18,073	6,662	11,411
	債券	66,349	65,094	1,255
	国債	41,860	40,920	940
	地方債	3,763	3,671	91
	社債	20,726	20,503	223
	外国債券	7,440	7,400	40
	その他	8,279	6,615	1,663
	小計	100,143	85,773	14,370
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,205	1,398	△192
	債券	8,627	8,639	△11
	国債	3,000	3,000	△0
	地方債	199	200	△0
	社債	5,427	5,439	△11
	外国債券	1,699	1,706	△6
	その他	1,161	1,194	△33
	小計	12,693	12,938	△244
合計		112,837	98,711	14,125

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 （百万円）
株式	402
その他	587
合計	990

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5．当事業年度中に売却したその他有価証券

（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	1,160	794	△12
債券	5,693	57	―
国債	5,292	56	―
地方債	―	―	―
社債	401	1	―
その他	―	―	―
合計	6,853	852	△12

6．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50％以上下落したものを全てとすることに加え、同30％以上50％未満のものは格付け機関の格付け等を基に「著しい下落」の判断を行っております。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,159百万円
退職給付引当金	545
減価償却費	65
有価証券有税償却	996
その他	456
繰延税金資産小計	6,223
評価性引当額	△4,251
繰延税金資産合計	1,971
繰延税金負債	
資産除去債務	—
その他有価証券評価差額	△4,183
退職給付信託設定益	△516
繰延税金負債合計	△4,699
繰延税金負債の純額	△2,727百万円

2．「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.37％から、平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.82％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.06％となります。この税率変更により、繰延税金負債は341百万円減少し、その他有価証券評価差額金は467百万円増加し、法人税等調整額は126百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は116百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	547円80銭
１株当たりの当期純利益金額	33円66銭

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　　3社

会社名

株式会社　宮崎太陽ビジネスサービス

※株式会社　宮崎太陽ビジネスサービスは、平成27年３月31日に解散し、現在、清算手続中であります。

株式会社　宮崎太陽リース

株式会社　宮崎太陽キャピタル

② 非連結の子会社及び子法人等

みやざき太陽チャレンジファンド投資事業有限責任組合

ＪＡＩＣ－みやざき太陽１号投資事業有限責任組合

みやざき未来応援ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額)、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

みやざき太陽チャレンジファンド投資事業有限責任組合

ＪＡＩＣ－みやざき太陽１号投資事業有限責任組合

みやざき未来応援ファンド投資事業有限責任組合

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については20年間の定額法により償却を行っております。

第114期末（平成27年3月31日現在） 連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	63,750	預金	591,660
コールローン及び買入手形	—	借用金	302
買入金銭債権	0	その他負債	3,084
有価証券	114,843	睡眠預金払戻損失引当金	362
貸出金	449,117	偶発損失引当金	121
リース債権及びリース投資資産	4,244	繰延税金負債	3,224
その他資産	2,147	再評価に係る繰延税金負債	1,123
有形固定資産	13,008	支払承諾	839
建物	3,756	負債の部合計	600,719
土地	8,726	（純資産の部）	
その他の有形固定資産	525	資本金	12,252
無形固定資産	234	資本剰余金	10,844
ソフトウェア	163	利益剰余金	7,537
のれん	1	自己株式	△ 126
リース資産	38	株主資本合計	30,509
その他の無形固定資産	30	その他有価証券評価差額金	9,943
退職給付に係る資産	1,528	土地再評価差額金	1,801
繰延税金資産	14	退職給付に係る調整累計額	1,081
支払承諾見返	839	その他の包括利益累計額合計	12,826
貸倒引当金	△ 4,717	少数株主持分	958
		純資産の部合計	44,293
資産の部合計	645,013	負債及び純資産の部合計	645,013

第114期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**15,839**
資金運用収益	**10,530**	
貸出金利息	8,733	
有価証券利息配当金	1,751	
コールローン利息及び買入手形利息	19	
預け金利息	26	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**1,910**	
その他業務収益	**2,324**	
その他経常収益	**1,073**	
経常費用		**12,740**
資金調達費用	**307**	
預金利息	304	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借用金利息	2	
役務取引等費用	**1,575**	
その他業務費用	**2,155**	
営業経費	**7,860**	
その他経常費用	**841**	
貸倒引当金繰入額	587	
その他の経常費用	254	
経常利益		**3,098**
特別損失		**4**
固定資産処分損	**4**	
税金等調整前当期純利益		**3,094**
法人税、住民税及び事業税	**920**	
法人税等調整額	**84**	
法人税等合計		**1,005**
少数株主損益調整前当期純利益		**2,088**
少数株主利益		**105**
当期純利益		**1,983**

第114期 (平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,252	10,844	5,905	△ 124	28,878
会計方針の変更による累積的影響額			94		94
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,252	10,844	6,000	△ 124	28,973
当期変動額					
剰余金の配当			△ 445		△ 445
当期純利益			1,983		1,983
自己株式の取得				△ 1	△ 1
自己株式の処分			△ 0	0	0
土地再評価差額金の取崩					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	1,537	△ 1	1,535
当期末残高	12,252	10,844	7,537	△ 126	30,509

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5,336	1,685	122	7,144	853	36,876
会計方針の変更による累積的影響額						94
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,336	1,685	122	7,144	853	36,971
当期変動額						
剰余金の配当						△ 445
当期純利益						1,983
自己株式の取得						△ 1
自己株式の処分						0
土地再評価差額金の取崩						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,606	116	958	5,681	104	5,786
当期変動額合計	4,606	116	958	5,681	104	7,322
当期末残高	9,943	1,801	1,081	12,826	958	44,293

連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

１．会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、持分法非適用の非連結子会社出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については連結会計年度末前１ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定)、債券については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　15年～50年

その他　　５年～６年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,714百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法（又は損益処理方法）は次のとおりであります。

過去勤務費用：　その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

会計基準変更時差異（1,202百万円）：主として15年による按分額を費用処理しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10)リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(11)重要なヘッジ会計の方法

当行は貸出金の一部につき、金利リスクの回避の手段として、金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理につきましては特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代え、また繰延ヘッジにつきましては個別に有効性の判定を行っております。

(12)消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間等を考慮した単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を基礎として決定する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が146百万円減少し、利益剰余金が94百万円増加しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1．貸出金のうち、破綻先債権額は583百万円、延滞債権額は10,320百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額はありません。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,589百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、14,492百万円であります。

なお、上記１．から４．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,970百万円であります。

6．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券　　1,005百万円

担保資産に対応する債務

預金　　425百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券3,903百万円及び預け金０百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金114百万円が含まれております。

7．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,706百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが20,706百万円、１年超のものはありません。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8．有形固定資産の減価償却累計額　　7,754百万円

9．有形固定資産の圧縮記帳額　　560百万円

10.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は50百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1．「その他の経常費用」には、株式等売却損12百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	53,424	―	―	53,424	
A種優先株式	26,000	―	―	26,000	
合計	79,424	―	―	79,424	
自己株式					
普通株式	317	10	0	328	(注)
合計	317	10	0	328	

（注）単元未満株式の買取りによる増加及び自己株式の処分による減少であります。

2．配当に関する事項

（1）当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年６月26日定時株主総会	普通株式	132百万円	2.50円	平成26年３月31日	平成26年６月27日
	A種優先株式	91百万円	3.525円	平成26年３月31日	平成26年６月27日
平成26年11月11日取締役会	普通株式	132百万円	2.50円	平成26年９月30日	平成26年12月２日
	A種優先株式	89百万円	3.425円	平成26年９月30日	平成26年12月２日
合　計		446百万円			

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年６月25日定時株主総会	普通株式	132百万円	利益剰余金	2.50円	平成27年３月31日	平成27年６月26日
	A種優先株式	89百万円	利益剰余金	3.425円	平成27年３月31日	平成27年６月26日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、貸出を中心とした金融サービス事業を行っており、また有価証券への投資を行っています。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、顧客からの預金によって資金調達を行っています。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）を行っています。その一環として、デリバティブ取引も行っています。

また、当行の一部の連結子会社には、リース業務を行う子会社や有価証券を保有する子会社があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。当期の連結決算日現在における貸出金のうち、16.5％は不動産業・物品賃貸業に対するものであり、当該不動産業・物品賃貸業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、その他有価証券には、リスクが高いものとして、流動性に乏しい外国証券（デリバティブが内包されている仕組債券）1,106百万円が含まれております。

また、長期固定金利貸出金及び預金は金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。当行では、この金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金に金利スワップの特例処理を行っているものがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、当行の与信に関する諸規定及び信用リスクに関する方針、基準に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理本部により行われ、また、定期的に経営会議や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、証券国際部及び経営企画部リスク管理グループにおいて、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

イ．金利リスクの管理

当行グループは、ＡＬＭによって金利の変動リスクを管理しております。リスク管理ポリシーにおいて、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ＡＬＭ委員会及びリスク管理委員会において実施状況の把握の確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には経営企画部リスク管理グループにおいて金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースでリスク管理委員会に報告しております。なお、ＡＬＭにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

ロ．為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、マッチングを基本とし、外国為替のエクスポージャーを極力抑えることとしております。

ハ．価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、取締役会の監督の下、資金運用規定に従い行われております。運用は証券国際部において行っており、保有限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

ニ．デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価に関する部門を分離し内部牽制を確立するとともに、円金利スワップ取引規定及びヘッジ取引管理基準に基づき実施されております。

ホ．市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスク、株価変動リスク及び外国為替変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「銀行業における預金」、「借用金」、「社債」、「デリバティブ取引」のうち金利スワップ取引であります。当行グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、統合ＶａＲを金利リスク、株価変動リスク及び外国為替変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

ＶａＲの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間120日（但し、満期保有目的債券については250日)、信頼区間99.0％、観測期間1,250営業日）を採用しております。

平成27年３月31日（当期の連結決算日）現在で当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で15,919百万円であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するＶａＲと実際の損益を比較するバックテスティングを実施する体制を構築しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを補足していることを確認しております。但し、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、ＡＬＭを通して、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、買入金銭債権及び借用金については総資産に対する割合が低く、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	63,750	63,750	―
(2) コールローン	―	―	―
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	550	495	△54
その他有価証券	112,837	112,837	―
(4) 貸出金	449,117		
貸倒引当金（＊1）	△4,683		
	444,434	450,596	6,162
(5) リース債権及びリース投資資産	4,244	4,596	351
資産計	625,816	632,276	6,460
(1) 預金	591,660	591,889	229
負債計	591,660	591,889	229
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	118	118	―
ヘッジ会計が適用されているもの	―	―	―
デリバティブ取引計	118	118	―

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン

コールローンについては、残存期間が短期間（３ヶ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、当該債権の信用リスク区分に応じたデフォルト率、保全率等を勘案した元利金キャッシュ・フローをリスク・フリー・レートで割り引いた現在価値を時価としております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、貸出金債権ごとに、当該債権の信用リスク区分に応じたデフォルト率、保全率等を勘案した元利金キャッシュ・フローをリスク・フリー・レートで割り引いた現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間（３ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用されている金利スワップの特例処理は、ヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は割引現在価値により算定し、貸出金の時価に含めております。

(5) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産は、各リース債権及びリース投資資産の元利金キャッシュ・フローを一定の期間ごとにまとめ、その期間ごとのキャッシュ・フロー額を、当該期間のリスク・フリー・レートに貸倒実績率に基づいた信用リスク要因を上乗せした利率で割り引いた現在価値を時価としております。

負　債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（３ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約）であり、取引所の価格、割引現在価値により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式（※１）(※２)	411
②組合出資金等（※３）	1,044
合計	1,455

（※１） 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（※２） 当連結会計年度において、非上場株式について４百万円減損処理を行っております。

（※３） 組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超10年以内	10年超
預け金	55,041	―	―	―	―	―
コールローン	―	―	―	―	―	―
買入金銭債権	―	―	―	―	0	―
有価証券	21,603	16,504	20,009	24,613	6,506	367
満期保有目的の債券	―	―	50	―	500	―
その他有価証券のうち満期があるもの	21,603	16,504	19,959	24,613	6,006	367
貸出金（*）	70,875	69,901	62,255	43,337	51,457	113,099
合計	147,520	86,406	82,264	67,951	57,964	113,466

（*） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない10,890百万円、期間の定めのないもの27,301百万円は含めておりません。

（注４）借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超10年以内	10年超
預金（*）	509,618	53,299	28,742	―	―	―
合計	509,618	53,299	28,742	―	―	―

（*） 預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

（税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.37％から、平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.82％に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.06％となります。この税率変更により、繰延税金資産は1百万円減少し、繰延税金負債は392百万円減少し、その他有価証券評価差額金は467百万円増加し、法人税等調整額は126百万円増加し、退職給付に係る調整累計額は52百万円増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は116百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	569円64銭
１株当たりの当期純利益金額	34円00銭

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

株式会社　宮崎太陽銀行
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　堺　　昌義　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　藤井義博　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川口輝朗　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社宮崎太陽銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

株式会社　宮崎太陽銀行
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堺　　昌義	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤井義博	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川口輝朗	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社宮崎太陽銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社宮崎太陽銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月８日

株式会社　宮崎太陽銀行　監査役会

常勤監査役　　鳥　原　浩　二　㊞

監　査　役　　髙　柳　憲　一　㊞

監　査　役　　石野田　幸　藏　㊞

監　査　役　　郷　　俊　介　㊞

(注)　監査役髙柳憲一、監査役石野田幸藏及び監査役郷俊介は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当につきましては、財務状況や当事業年度の業績等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式１株につき金２円50銭　総額132,749,133円
当行Ａ種優先株式１株につき金３円42.5銭　総額89,050,000円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成27年６月26日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

インターネットの普及を考慮し、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう変更案第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

また、上記の条文新設に合わせて条数の変更等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線＿＿は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第12条　（条文省略）	第１条～第12条　（現行どおり）
（Ａ種優先配当金） 第12条の２　当銀行は、第36条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下、「Ａ種優先株主」という。）又はＡ種優先株式の登録株式質権者（以下、「Ａ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、Ａ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「Ａ種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、配当年率は、８％を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度においてＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して第12条の３に定めるＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。	（Ａ種優先配当金） 第12条の２　当銀行は、第39条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下、「Ａ種優先株主」という。）又はＡ種優先株式の登録株式質権者（以下、「Ａ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、Ａ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「Ａ種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、配当年率は、８％を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度においてＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して第12条の３に定めるＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
２（条文省略）	２（現行どおり）
３（条文省略）	３（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
(Ａ種優先中間配当金) 第12条の３　当銀行は、第37条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先配当金の額の２分の１を上限とする金銭（以下、「Ａ種優先中間配当金」という。）を支払う。	(Ａ種優先中間配当金) 第12条の３　当銀行は、第40条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先配当金の額の２分の１を上限とする金銭（以下、「Ａ種優先中間配当金」という。）を支払う。
第12条の４～第15条（条文省略）	第12条の４～第15条（現行どおり）
（新設）	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条　当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第16条～第17条　（条文省略）	第17条～第18条　（現行どおり）
(種類株主総会) 第17条の２　第15条、第16条第１項及び第17条の規定は種類株主総会にこれを準用する。 ２（条文省略） ３（条文省略）	(種類株主総会) 第18条の２　第15条、第17条第１項及び第18条の規定は種類株主総会にこれを準用する。 ２（現行どおり） ３（現行どおり）
第18条～第40条　（条文省略）	第19条～第41条　（現行どおり）

第３号議案　取締役９名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の取締役８名は任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保およびコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役１名を増員し、取締役９名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
1	川崎 新一 (かわさき しんいち) (昭和23年３月１日生)	昭和46年４月　当行入行 平成５年４月　当行日向支店長 平成10年６月　当行事務部長 平成12年６月　当行取締役都城支店長 平成14年６月　当行取締役業務監査本部長兼監査部長兼コンプライアンス室長 平成16年６月　当行常勤監査役 平成20年６月　当行常務取締役事務部長 平成22年６月　当行専務取締役 平成23年６月　当行取締役頭取（代表取締役） 現在に至る	普通株式 44,814株
2	林田 洋二 (はやしだ ようじ) (昭和24年12月24日生)	昭和48年４月　当行入行 昭和61年９月　当行審査部部長代理 昭和63年10月　当行外国部部長代理 平成７年４月　当行国際部部長代理兼貿易相談室長代理 平成８年９月　㈱宮崎太陽キャピタル常務取締役 平成12年６月　当行経営企画部長 平成14年６月　当行執行役員経営企画部長 平成16年６月　当行取締役コンプライアンス統括部長 平成17年７月　当行取締役監査部長 平成20年６月　当行常勤監査役 平成23年６月　当行専務取締役 平成25年６月　当行専務取締役（代表取締役） 現在に至る (担当　証券国際部・事務部・人事部・コンプライアンス統括部)	普通株式 36,278株
3	河野 文一 (かわの ふみかず) (昭和29年３月11日生)	昭和52年４月　当行入行 平成６年４月　当行出北支店長 平成10年４月　当行日向支店長 平成13年９月　当行延岡支店長 平成17年４月　当行事務部長 平成20年６月　当行取締役本店営業部長 平成22年６月　当行取締役審査部長兼審査グループ長委嘱 平成26年９月　当行取締役営業統括部長兼企画・推進グループ長委嘱 現在に至る (担当　個人ローン推進部)	普通株式 25,645株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
4	すぎ　た　てい　じ 杉　田　悌　治 (昭和32年11月20日生)	昭和55年４月　当行入行 平成11年４月　当行大塚支店長 平成21年４月　当行西都支店長 平成23年４月　当行北支店長 平成25年４月　当行本店営業部長 平成25年６月　当行取締役本店営業部長委嘱 現在に至る	普通株式 11,564株
5	ふく　だ　まさ　ゆき 福　田　正　之 (昭和33年２月３日生)	昭和55年４月　当行入行 平成８年４月　当行総合企画部部長代理 平成19年６月　当行経営企画部リスク管理室長 平成20年９月　当行証券国際部長 平成23年６月　当行経営企画部長 平成25年６月　当行取締役経営企画部長兼総務グループ長兼リスク管理グループ長委嘱 現在に至る	普通株式 11,564株
6	しともと　かず　たか 志戸本　和　孝 (昭和36年３月24日生)	昭和59年４月　当行入行 平成13年４月　当行情報企画部部長代理 平成18年４月　当行審査部部長代理 平成19年４月　当行高鍋支店長 平成23年４月　当行日向支店長 平成24年６月　当行人事部長 平成26年６月　当行取締役人事部長委嘱 平成26年９月　当行取締役融資部長兼融資グループ長委嘱 現在に至る	普通株式 12,240株
7	※ くろ　き　　ひろし 黒　木　　浩 (昭和36年９月30日生)	昭和59年４月　当行入行 平成13年４月　当行情報企画部部長代理 平成19年４月　当行営業企画部部長代理 平成20年４月　当行審査部部長代理 平成21年４月　当行日向北支店長 平成23年４月　当行営業推進部部長代理 平成25年４月　当行営業統括部企画推進グループ長 平成26年９月　当行人事部長 現在に至る	普通株式 5,836株
8	みぞ　ぐち　　たかし 溝　口　　孝 (昭和17年12月22日生)	昭和41年４月　宮崎日日新聞社入社 平成２年４月　同社東京報道部長 平成４年４月　同社販売局次長兼販売部長 平成６年３月　同社販売局長 平成８年６月　同社取締役販売局長 平成10年６月　同社取締役営業推進本部長 平成14年７月　宮崎ケーブルテレビ㈱代表取締役副社長 平成16年７月　同社代表取締役社長 平成22年７月　同社常勤相談役 平成23年６月　当行取締役（社外取締役） 現在に至る	普通株式 16,858株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
9	※ 堀（ほり）　和郎（かずお） (昭和20年12月10日生)	平成２年２月　宮崎大学教授（教育学部） 平成２年６月　アメリカ合衆国ペンシルベニア州立大学留学 (文部省在外研究員として) 平成５年４月　宮崎大学教育学部附属小学校校長　併任 平成６年４月　宮崎大学大学院修士課程教育学研究科教授 平成９年４月　筑波大学教授（教育学系）　転任 平成12年４月　筑波大学大学院人間総合科学研究科教授 平成14年４月　宮崎大学　名誉教授 平成14年４月　筑波大学附属小学校校長　併任 平成19年４月　筑波大学人間学群教育学類長 平成20年４月　筑波大学人間学群長 平成21年３月　筑波大学　定年退職 平成21年４月　筑波大学　名誉教授 平成21年４月　東京医療保健大学教授 平成25年３月　東京医療保健大学教授　退任 現在に至る	普通株式 ―株

(注)
1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当行との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 溝口孝氏及び堀和郎氏は社外取締役候補者であります。
   取締役溝口孝氏は、福岡証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、堀和郎氏が原案通り選任された場合、新たに独立役員となる予定です。
4. 溝口孝氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な知識、経験等を当行の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、社外取締役候補者の堀和郎氏は、教育学者としての高い見識と教育組織の管理運営に長く携われた豊富な経験を活かし、当行に対する適切な指導と提言をいただけるものと期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 溝口孝氏は、現に当行の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、４年となります。
6. 当行は、会社法第427条第１項の規定に基づき、溝口孝氏との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案が承認可決され、溝口孝氏が再任された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。また、堀和郎氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。

第４号議案　取締役の報酬の額改定の件

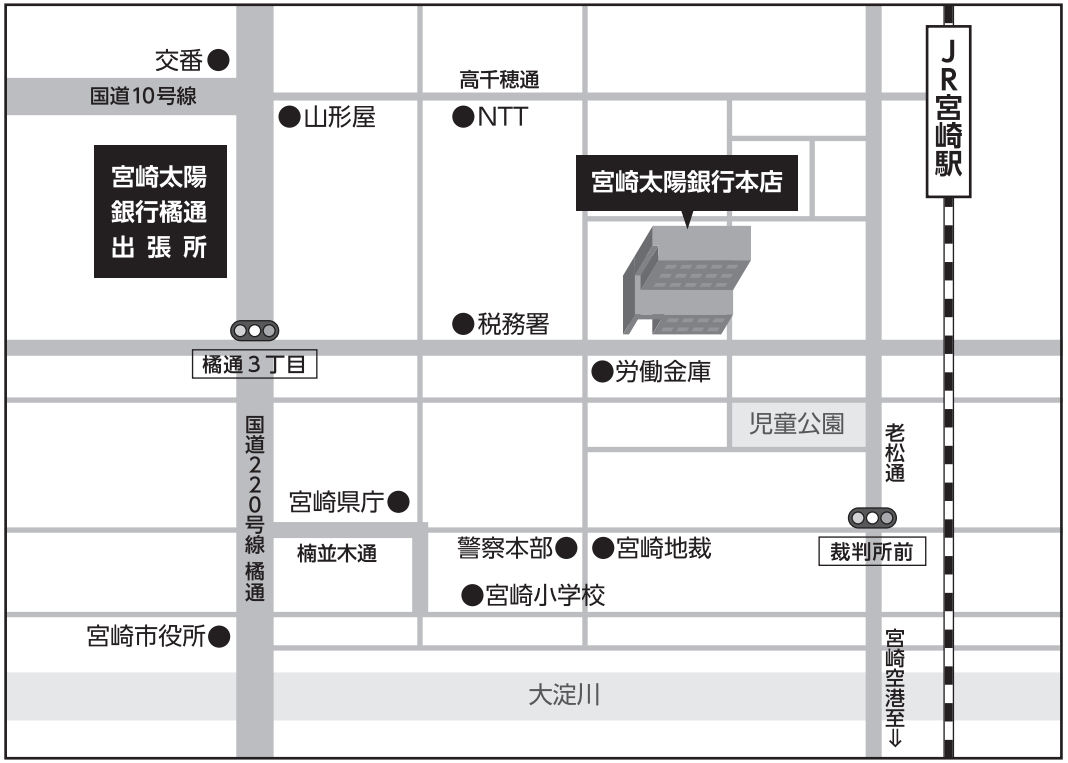
当行の取締役の報酬の総額は、平成24年６月28日開催の第111期定時株主総会において、取締役の報酬の総額を年額180百万円以内（うち社外取締役年額５百万円以内）とご決議いただき今日に至っておりますが、経営体制の充実、強化を図るため、社外取締役の増員を考慮し、取締役の報酬の総額のうち、社外取締役分を年額10百万円以内に改定させていただきたいと存じます（なお、取締役の報酬の総額は、年額180百万円以内のまま変更ございません）。また、取締役の報酬の総額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は８名（うち社外取締役１名）ですが、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は９名（うち社外取締役２名）となります。

以　上

会場ご案内図

会 場	宮崎市広島２丁目１番31号 **宮崎太陽銀行本店　２階会議室** 電話0985-24-2111（代表）



交通のご案内	・**宮崎空港**より……**車**で**15**分　・**九州自動車道　宮崎Ｉ・Ｃ**より……**車**で**15**分 ・**ＪＲ宮崎駅**より……**徒歩**で**５**分　・**宮崎港**より……**車**で**10**分

UD FONT　見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。